

貸会議室使用規程

(目 的)

第1条 大津商工会議所(以下「商工会議所」という。)の貸会議室は、商工会議所において適当と認める会議、講演会、講習会または催し物等の使用に供することを目的とする。

(使用申込)

第2条 貸会議室を使用しようとする者は、使用期日の7日前までに使用申込書を提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 貸会議室を使用しようとする者は、許可を受けなければならない。

2 許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(使用の制限)

第4条 次の各号に該当するときは使用を許可しない。

- (1) 政治目的のために使用するとき。
- (2) 宗教団体が布教の目的で使用するとき。
- (3) 喧騒、利用に伴う騒音等で他に迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
- (4) 公安または風紀を乱したり、法律に違反する恐れがあるとき。
- (5) 暴力団等反社会的勢力に該当すると認められたとき。
- (6) 建物または設備、付属物等を毀損するおそれがあるとき。
- (7) 営利を目的とする販売またはこれに類する目的で使用するとき。
- (8) その他会議所が不適當、あるいは支障があると認めたとき。

(使用時間)

第5条 使用時間は午前9時から午後5時までとする。(準備・後片付けの時間も含める。)

2 使用時間の超過は原則として認めない。ただし、やむをえない事情の場合でかつ支障のないときは、この限りではない。

(使用料)

第6条 使用者は、使用許可を受けた後、別に定める使用料を、原則、使用当日までに納入しなければならない。ただし、特別の事由があり、会議所が認めた場合は、後納することができる。

- 2 利用日の7日前から前日までにキャンセルされた場合は、室料の30%（付属設備は除く）を納入しなければならない。なお、当日キャンセルの場合は室料の全額を納入しなければならない。

（使用の取消）

第7条 次の各号に該当する場合は、使用許可後であってもその許可を取消し、または、使用を中止することができる。また、そのために生じた損害は一切補償しない。

- （1）会議所が緊急を要する会議または催事が発生し、会議室が使用不能となったとき。
- （2）許可を受けた目的外に使用したとき。
- （3）使用权を転売・譲渡したとき。
- （4）天災・地変・疾病等、不測の事故や災害のため会議室が使用不能となったとき。
- （5）会議所の規程に違反して使用したとき。

（使用条件）

第8条 会議室の使用については、次の条件を遵守しなければならない。

- （1）許可を受けた内容以外に使用しないこと。
- （2）設備の原形を変更、または貼紙その他特別の設備をしようとするときは、職員の指示を受けなければならない。
- （3）使用上必要な整備は使用者において行い、館内備付以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ会議所の許可を受けなければならない。
- （4）使用者は、その使用を終ったときは直ちにその会場を原状に回復し返還しなければならない。

（無断物品等の販売禁止）

第9条 貸会議室内外において、寄付行為および物品、飲食物等の販売をしてはならない。

（損害賠償）

第10条 使用中建物、施設を損したときは、何人の所為たるを問わず使用者において損害を賠償しなければならない。

（その他）

第11条 この規程の施行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成５年１２月１日から施行する。

附 則（平成６年９月６日改正）

この改正規程は、平成６年１０月１日から施行する。

附 則（平成９年２月２７日改正）

この改正規程は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年８月２４日改正）

この改正規程は、平成１６年８月２４日から施行する。

附 則（平成２１年１０月２６日改正）

この改正規程は、平成２１年１０月１日から施行する。ただし、会議室使用料については、平成２２年３月３１日まで、なお従前の例による。

附 則（平成２５年１２月１６日改正）

この改正規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月８日改正）

この規程は、平成２８年３月８日から施行する。

附 則（令和３年４月１日改正）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和８年７月８日改正）

この規程は、令和８年９月１日から施行する。

会 議 室 使 用 料

【使用料】

利用時間帯

年末年始（12月29日～1月3日）および臨時休館日を除く以下の時間帯

平日	午前	9：00 ～ 12：00	3時間
	午後	13：00 ～ 17：00	4時間

※準備・後片付けの時間を含みます。

※夜間、土曜日・日曜日・祝日の貸出はいたしません。

ただし、特別な理由により、会議所が認めた場合はこの限りではありません。

収容人数および料金

	面積	スクール形式		口の字形式		利用者 区分	平日	
		3人掛	2人掛	3人掛	2人掛		午前	午後
会議室	55.4㎡ (8.3m×6.6m)	27	18	30	20	会員	4,400	6,600
						非会員	6,600	8,800

※時間帯をまたがって利用する場合は、それぞれの料金を合算します。

付属備品

プロジェクター（スクリーン含む）	5,500
------------------	-------